

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月13日
【四半期会計期間】	第65期第1四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）
【会社名】	澁谷工業株式会社
【英訳名】	SHIBUYA KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澁谷 弘利
【本店の所在の場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076)262-1201(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経本部長 吉道 義明
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076)262-1201(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経本部長 吉道 義明
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第1四半期 連結累計期間	第65期 第1四半期 連結累計期間	第64期
会計期間	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成23年7月1日 至平成24年6月30日
売上高(百万円)	11,201	14,698	68,176
経常利益又は経常損失() (百万円)	196	124	1,203
四半期純損失()又は当期純利益 (百万円)	187	34	219
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	259	9	178
純資産額(百万円)	28,332	28,491	28,695
総資産額(百万円)	73,588	82,281	83,882
1株当たり四半期純損失()又は1株 当たり当期純利益(円)	6.78	1.26	7.94
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	38.4	34.6	34.1

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。

なお、主要な関係会社の異動は、以下のとおりである。

(パッケージングプラント事業)

当第1四半期連結累計期間において、連結子会社のシブヤシーエス株式会社およびシブヤ機工株式会社は、当社による吸収合併により消滅している。

(メカトロシステム事業)

当第1四半期連結累計期間において、当社は株式会社ネアガリの株式を取得したため、同社およびその子会社等2社を連結の範囲に含めている。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、東日本大震災の復興需要などに支えられて緩やかに持ち直してきたものの、海外経済の減速を受けて先行き不透明な状況で推移した。

このような状況のなか、当社グループの第1四半期連結累計期間の売上高は146億98百万円（前年同期比31.2%増）、営業利益1億63百万円（前年同期は営業損失1億83百万円）、経常利益1億24百万円（前年同期は経常損失1億96百万円）、四半期純損失34百万円（前年同期は四半期純損失1億87百万円）となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

（パッケージングプラント事業）

パッケージングプラント事業において、酒類用プラントおよび食品用プラントの売上が大きく伸長した。特に食品用プラントでは、中国や東南アジアへの飲料用無菌充填ラインの納入があり、売上を牽引した。薬品・化粧品プラントでは、価格競争の激化や大手製薬メーカーの設備投資がほぼ一巡したことによる一服感もあり、前年同期に比べ大きく減少した。

パッケージングプラント事業全体としては、受注価格の低下による売上原価率上昇の影響を受けた結果、連結売上高は71億93百万円（前年同期比6.4%増）、営業利益は96百万円（前年同期比47.2%減）となった。

（メカトロシステム事業）

メカトロシステム事業において、半導体製造装置は東アジアでのLED関連装置の設備投資抑制が継続し伸び悩んだものの、前期に連結子会社となった㈱カイジョーが寄与し、売上高は前年同期に比べて増加した。切断加工機は前年同期に比べほぼ横ばいに推移し、医療機器は、国内向けに市場投入した新機種が好調で前年同期に比べ売上が増加した。

その結果、連結売上高は32億84百万円（前年同期比59.5%増）、営業損失は5億85百万円（前年同期は営業損失2億53百万円）となった。

（農業用設備事業）

農業用設備事業において、柑橘類向け大型選果選別プラントの設備更新が好調であったこと、ならびに落葉果樹類、蔬菜・果菜類向け選果選別プラントが手堅く増加したことにより、大きく伸長した。

その結果、連結売上高は41億67百万円（前年同期比78.3%増）、営業利益は11億46百万円（前年同期比217.5%増）となった。

(2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を中長期的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えている。

当社は、支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えている。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではない。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくない。

当社が、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、経験やノウハウに基づく高い技術、独自の経営管理システム、優秀な人材の確保・育成と企業風土、取引先等との信頼関係、および健全な財務体質を今後も維持し、発展させていくことが必要不可欠であり、これらが当社株式の大量買付を行う者により中長期的かつ持続的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになる。

それ故、当社としては、上述の類型を含む当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると思料している。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上に向けて、平成27年（2015年）6月期には、連結売上高1,000億円を達成することを目標としている。

この目標達成のために、各事業部門ごとに、また各子会社ごとに既存ビジネスの拡充と、新製品の寄与、海外市場への展開など計数を積み上げて算出し、全社一丸となり達成に邁進している。

また、コーポレートガバナンスに関する取組みとしては、独立性のある社外取締役1名を選任している。また、監査役5名のうち3名は社外監査役であり、これらの監査役が取締役会等重要な会議に出席し、コーポレートガバナンスの実を挙げている。

なお、独立役員として、上記のうち社外取締役1名および社外監査役1名を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき届け出ている。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成22年8月30日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン（以下「信託型ライツ・プラン」という。）を更新（再導入）することを決議し、信託型ライツ・プランの一環として、第二回信託型ライツ・プラン新株予約権（以下「本新株予約権」という。）50,000,000個を平成22年10月1日付で無償で発行し、その全てを住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社、以下「信託銀行」という。）に割り当てることについて、同年9月24日開催の第62回定時株主総会において承認された。

信託型ライツ・プランは、信託を利用することにより、所定の買収者等の有する当社の株券等の保有割合を希釈化させることのある新株予約権を信託の受託者である信託銀行に対し予め発行し、買収者が出現した時点の当社を除く株主全員がこれを取得できるようにしておくことで、株主のために時間や情報を確保し、また株主のために当社が買収者と交渉すること等が可能となるようにしておく仕組みである。

将来買収者が出現した場合には、信託銀行は、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として所定の手続に従って確定される当社を除く株主全員に対して、原則として、その保有する当社株式の数に応じて本新株予約権を交付することになる。信託型ライツ・プランの更新に伴い発行された本新株予約権は、これを行使すると1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができる。本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円としている。

本新株予約権は、原則として、割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。)(以下「特定大量保有者」という。)になったことを示す公表がなされた日から10日間が経過したとき、または、(イ)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。)(以下「特定大量買付者」という。)となる公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者(以下、上記(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称する。)のいずれにも該当しない者のみが、これを行使用することができる。なお、当社取締役会は、当社が別途定めた新株予約権細則に従い、当社の株券等の取得または保有をしても当社の企業価値・株主共同の利益に反しない者を特定大量保有者や特定大量買付者に該当しないと認めて権利発動事由が発生しないようにしたり、また、上記(ア)または(イ)の10日間という期間を延長することにより、権利発動事由発生時点を延期することもできる。

すなわち、本新株予約権の権利発動事由が発生し、本新株予約権が行使可能となったときは、原則として、非適格者等を除く当社の一般の株主は、有利な条件で当社株式を取得することができるようになる一方で、非適格者等は、原則として、他の株主による本新株予約権の行使または当社による本新株予約権の取得の結果、その有する株式持分が希釈化されるという影響を受ける可能性がある。

上記に加え、本新株予約権には、当社が当社株式と引換えに本新株予約権を取得できる旨の取得条項が付されており、当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合、当該買収に関し、(i)所定の脅威が存しないと認められる場合若しくは脅威が存するものの本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない認められる場合、または(ii)当社取締役会が提示若しくは賛同する当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が一定の条件を充足する場合に該当することにより本新株予約権の行使が認められない場合を除き、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、非適格者および信託銀行以外の者の有する本新株予約権のうち未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができる

とされている。

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性のある当社の社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置している。特別委員会が、新株予約権細則に定められた手続に従い、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他本新株予約権の行使条件の不充足、本新株予約権の取得等について決定し当社取締役会に対する勧告を行った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行うものとされている。

なお、本新株予約権の行使期間は、原則として平成22年10月1日から平成25年9月30日までの3年間とされている。

信託型ライツ・プラン導入後であっても、信託型ライツ・プランが発動されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはない。他方、信託型ライツ・プランの発動時においては、信託銀行から、当社取締役会が別途定める日における当社以外の株主に対して、その保有する当社株式1株につき1個の割合で、新株予約権の交付がなされる。株主が、当社所定の新株予約権行使請求書等を所定の行使請求の受付場所に提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり所定の行使価額に相当する金額を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が交付されることになる。仮に、株主がこうした金銭の払込その他新株予約権行使に係る手続を経なければ、他の株主による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合がある。(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じない)

具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

上記の(a)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものである。

また、信託型ライツ・プランは、上記の(b)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されるものであり、当社の基本方針に沿うものである。特に、信託型ライツ・プランは、株主総会の特別決議を経て更新されるものであること、その内容として合理的な客観的解除要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される特別委員会が設置され、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他本新株予約権の行使条件の不充足および本新株予約権の取得等に関する決定に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家を利用することができることとされていること、有効期間が約3年と定められた上、取締役会がいつでも本新株予約権を無償で取得し、信託型ライツ・プランを廃止できるものとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、4億76百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,149,877	28,149,877	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	28,149,877	28,149,877	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	-	28,149	-	11,392	-	9,842

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないため、直前の基準日（平成24年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 478,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,646,000	276,460	-
単元未満株式	普通株式 25,177	-	-
発行済株式総数	28,149,877	-	-
総株主の議決権	-	276,460	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式73株が含まれている。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 澁谷工業株式会社	金沢市大豆田本町甲58番地	478,700	-	478,700	1.70
計	-	478,700	-	478,700	1.70

2 【役員の状況】

該当事項はない。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）および第1四半期連結累計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,604	8,444
受取手形及び売掛金	29,547 ³	24,304 ³
製品	350	473
仕掛品	7,224	9,199
原材料及び貯蔵品	1,750	2,169
繰延税金資産	867	1,114
その他	1,339	1,423
貸倒引当金	18	17
流動資産合計	49,665	47,111
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	11,123	11,276
機械装置及び運搬具(純額)	1,510	1,471
土地	11,514	11,743
建設仮勘定	188	553
その他(純額)	706	730
有形固定資産合計	25,043	25,775
無形固定資産		
のれん	2,335	2,363
その他	306	298
無形固定資産合計	2,642	2,662
投資その他の資産		
投資有価証券	3,263	3,243
長期貸付金	9	10
繰延税金資産	2,511	2,711
その他	794	813
貸倒引当金	48	47
投資その他の資産合計	6,531	6,732
固定資産合計	34,217	35,170
資産合計	83,882	82,281

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 19,790	3 17,712
1年内償還予定の社債	60	60
短期借入金	4,931	6,486
未払法人税等	556	548
未払費用	4,340	2,615
賞与引当金	317	1,109
受注損失引当金	266	265
製品保証引当金	101	101
その他	4,129	3,586
流動負債合計	34,493	32,486
固定負債		
社債	30	-
長期借入金	9,915	10,319
退職給付引当金	10,040	10,264
役員退職慰労引当金	338	340
繰延税金負債	184	184
その他	184	193
固定負債合計	20,693	21,303
負債合計	55,186	53,789
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,392	11,392
資本剰余金	10,358	10,358
利益剰余金	7,768	7,594
自己株式	429	429
株主資本合計	29,088	28,915
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	465	450
繰延ヘッジ損益	4	5
為替換算調整勘定	32	31
その他の包括利益累計額合計	502	476
少数株主持分	109	53
純資産合計	28,695	28,491
負債純資産合計	83,882	82,281

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)
売上高	11,201	14,698
売上原価	9,632	12,210
売上総利益	1,569	2,488
販売費及び一般管理費	1,752	2,325
営業利益又は営業損失()	183	163
営業外収益		
受取利息	2	3
受取配当金	1	4
投資有価証券売却益	0	1
固定資産賃貸料	15	21
持分法による投資利益	0	0
その他	41	39
営業外収益合計	63	72
営業外費用		
支払利息	40	50
手形売却損	6	2
投資有価証券売却損	2	3
為替差損	9	9
その他	16	44
営業外費用合計	76	110
経常利益又は経常損失()	196	124
特別利益		
固定資産売却益	1	9
その他	-	0
特別利益合計	1	9
特別損失		
固定資産売却損	-	6
固定資産処分損	2	0
投資有価証券評価損	9	-
役員退職慰労金	8	-
その他	-	3
特別損失合計	20	10
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	215	124
法人税、住民税及び事業税	243	517
法人税等調整額	268	358
法人税等合計	25	158
少数株主損益調整前四半期純損失()	190	34
少数株主利益又は少数株主損失()	2	0
四半期純損失()	187	34

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	190	34
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	72	14
繰延ヘッジ損益	0	9
為替換算調整勘定	4	0
その他の包括利益合計	69	25
四半期包括利益	259	9
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	256	9
少数株主に係る四半期包括利益	2	0

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社のシブヤシーエス(株)およびシブヤ機工(株)は、当社による吸収合併により消滅している。また、当社は(株)ネアガリの株式を取得したため、同社およびその子会社の(株)根上シブヤ(株)根上工作所から商号変更)、(有)ネアコを連結の範囲に含めている。

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社および一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年7月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更している。

これによる損益に与える影響は軽微である。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

リース債権に対する損害金の保証債務

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
北国総合リース(株)	2百万円	2百万円

2. 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形割引高	1,007百万円	1,327百万円

3. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当第1四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形	298百万円	246百万円
支払手形	237	325

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれん償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)
減価償却費	387百万円	398百万円
のれん償却額	54	93

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年9月28日 定時株主総会	普通株式	138	5	平成23年6月30日	平成23年9月29日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年9月27日 定時株主総会	普通株式	138	5	平成24年6月30日	平成24年9月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パッケージ ングプラ ント事業	メカトロ ンシステ ム事業	農業用設 備事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	6,759	2,058	2,338	11,156	45	11,201	-	11,201
セグメント間の内部 売上高又は振替高	164	1	37	203	11	214	214	-
計	6,924	2,060	2,375	11,360	56	11,416	214	11,201
セグメント利益又は損 失()	183	253	360	291	49	242	425	183

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、洗浄事業および環境事業を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 425百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 426百万円および棚卸資産等の調整額0百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はない。

当第1四半期連結累計期間（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パッケージ ングプラ ント事業	メカトロ システム 事業	農業用設 備事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	7,193	3,284	4,167	14,645	53	14,698	-	14,698
セグメント間の内部 売上高又は振替高	135	12	84	232	19	252	252	-
計	7,329	3,297	4,252	14,878	73	14,951	252	14,698
セグメント利益又は損 失()	96	585	1,146	657	27	630	466	163

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、洗浄事業および環境事業を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 466百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 475百万円および棚卸資産等の調整額 8百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「メカトロシステム事業」において、当社が㈱ネアガリの株式を取得したことにより、のれんの額が116百万円増加している。

（企業結合等関係）

当第1四半期連結会計期間（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

結合企業

名称 澁谷工業㈱

事業の内容 パッケージングプラント事業およびメカトロシステム事業に係る製品の製造販売

被結合企業

名称 シブヤシーエス㈱およびシブヤ機工㈱（両社とも当社の完全子会社）

事業の内容 パッケージングプラント製品に係るアフターメンテナンスおよび部品加工

(2) 企業結合日

平成24年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

澁谷工業㈱を存続会社とし、シブヤシーエス㈱およびシブヤ機工㈱を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

澁谷工業㈱

(5) 取引の目的を含む取引の概要

合併の目的

両社の経営資源を当社に集約し、経営効率を高めるため。

合併比率および合併交付金

当社の完全子会社との合併であるため、合併比率の取り決めはなく、合併による新株発行および資本金の増加はない。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理している。

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称 (株)ネアガリ
事業の内容 油圧プレス機械販売業

(2) 企業結合を行った主な理由

(株)ネアガリの完全子会社である(株)根上工作所(株)根上シブヤへ商号変更)は、油圧プレス機械の中堅メーカーであり、液晶パネルの製造装置やハードディスク研磨機等のOEM生産等も手掛けている。

当社はメカトロシステム事業において各種切断加工機や溶接装置の製造販売を行っており、(株)根上工作所とユーザー層が重なっていることから、今後両社の保有するノウハウの融合により新しい機械を共同開発し、グループ全体としての金属加工業界への商品力強化を図れるものと期待している。

(3) 企業結合日

平成24年7月24日

(4) 企業結合の法的形式

株式の取得

(5) 結合後企業の名称

(株)ネアガリ

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする株式取得であるため。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年7月1日から平成24年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価	10百万円
取得原価	10百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

116百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の収益力から発生したものである。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間で均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額等および算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	6円78銭	1円26銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	187	34
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額() (百万円)	187	34
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,671	27,671
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項はない。

2【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月8日

澁谷工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	向山典佐
代表社員 業務執行社員	公認会計士	菊野一裕
代表社員 業務執行社員	公認会計士	深井克志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている澁谷工業株式会社の平成24年7月1日から平成25年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、澁谷工業株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。